

厚木市公園等整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号。以下「条例」という。)第36条第3号及び第37条第1項並びに厚木市住みよいまちづくり条例施行規則(平成15年厚木市規則第53号)第33条第3号、第35条第1項及び第2項の規定に基づき、公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)の整備、引継ぎ等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 主に樹木により構成されたものをいう。
- (2) 広場 樹木及び広場等により構成されたものをいう。
- (3) 高木 植栽時に地上から樹高3メートル以上の樹木をいう。
- (4) 中木 植栽時に地上から樹高1.2メートル以上3メートル未満の樹木をいう。
- (5) 低木 植栽時に地上から樹高1.2メートル未満の樹木をいう。

(設計の理念)

第3条 公園等の設計は、周辺の環境、周辺住民の憩いの場や災害時の避難場所としての機能等を考慮し、計画しなければならない。

2 公園等の設計は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(平成18年法律第91号)、神奈川県福祉の街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)その他の法令等に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第4条 公園等の計画は、次に掲げる図書を市長に提出し、事前協議を行うものとする。

- (1) 案内図
- (2) 位置図
- (3) 計画図
- (4) 構造図
- (5) 植栽図

(公園等の敷地)

第5条 公園等の敷地は、市民の利便性、管理車両の通行、維持管理等を考慮した上で、正方形又は長方形のまとまりのある形態とする。

2 公園等の敷地は、災害が発生しやすい場所を含まないものとする。

(公園等の配置)

第6条 公園等の配置は、必ず公道に接するものとし、日照等にも配慮した計画をするものとする。

(緑地及び広場の構造)

第7条 緑地及び広場の構造は、休憩施設等を備え、不特定多数の者が利用できるものとする。ただし、増築等により緑地及び広場の設置が困難であると認められる場合、不特定多数の者が利用することを目的としないことができる。

(公園等の用地及びその施設の引継ぎ等)

第8条 条例第37条第1項の規定により市に引き継ぐこととなる公園の用地及びその施設は、市に無償で引き継ぐものとする。

2 不特定多数の者が利用することを目的とする緑地及び広場(以下「公共緑地」という。)又は不特定多数の者が利用することを目的としない緑地及び広場(以下「民間緑地」という。)の用地及びその施設は、事業者が管理するものとする。

(造成)

第9条 公園等の敷地は、次に掲げるところにより造成しなければならない。

- (1) 使用目的を考慮し、造成をすること。
- (2) 原則として敷地面積に対して、70パーセント以上の平坦地を確保すること。
- (3) 法面の勾配については、すべり等崩壊に十分注意をし、決定すること。
- (4) 利用できない急な傾斜地等は、公園等の面積として算入しないこと。
- (5) 敷地造成に要する下法は、面積として算入し、上法は、原則として面積に算入しないこと。
- (6) 隣接地(道路、宅地等)との高低差は、原則として5メートルを超えないこと。

(斜面の保護)

第10条 前条の規定により発生した斜面地は、現地に適した方法で十分な保護をしなければならない。

- 2 施工方法については、美観を損わないよう計画し、市長の承認を得てから実施するものとする。
- 3 開発区域内の未利用地、残地等にある斜面緑地等の既存樹林地については、積極的に保全し、法面の保護に努めるものとする。

(出入口)

第11条 公園等の出入口は、公道に接し周辺住民の利用に供するための適切な位置、箇所数及び構造を備えていなければならない。ただし、民間緑地については、この限りでない。

- 2 出入口の幅員は、管理用車両の通行ができる構造とし、原則として3メートル以上を確保するものとする。
- 3 出入口に設ける車止めは、利用状況等を考慮した構造及び配置とし、市長の承認を得るものとする。

(照明設備)

第12条 公園には、原則として照明設備を設けなければならない。

- 2 照明設備の構造及び配置については、日本工業規格照度基準等により適正な所要照度を確保するよう計画し、市長の承認を得るものとする。
- 3 照明灯具の構造については、ガラス等の製品は極力避け、投石等によるいたずらによって破損することのない製品を使用するものとする。
- 4 照明設備には自動点滅器を設置し、配線は原則として地下埋設とする。
- 5 分電盤の鍵については、市長が指定するものとする。ただし、公共緑地及び民間緑地については、この限りでない

(給水設備)

第13条 公園は、原則として給水施設(水飲み場、手洗い場及び散水栓をいう。以下同じ。)を設けなければならない。

- 2 給水施設の構造及び配置については、利用者の便宜等を考慮して計画し、市長の承認を得るものとする。
- 3 給水施設の構造及び配置に伴う神奈川県企業庁水道局への申請及び負担金の支払いについては、事業者が行うものとする。

(排水設備)

第14条 公園等には、雨水その他の地表水が流出し、又は流入しないよう排水設備を講じるものとする。

- 2 排水設備は、維持管理等に支障がないよう計画し、雨水及び汚水の排水施設図を作成の上、市長の承認を得るものとする。
- 3 公共緑地及び民間緑地においても、維持管理等に支障のない構造及び機能を有するよう計画するものとする。
- 4 雨水排水については、原則として浸透式とする。

(柵等)

第 15 条 公園等の敷地内境界に沿って、隣接した土地との区分及び立入りの防止のため、境界が明確となる柵、縁石等を設けなければならない。

2 公園等と隣接して、次に掲げる土地又は物件がある場合は、公園等利用者の危険防止のため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 急傾斜地及び段差のある箇所
- (2) 水面又は湿地
- (3) 高圧送電線及びこれに類するもの
- (4) その他市長が危険と判断したもの

3 柵等の施設は、安全な構造とし、市長の承認を得るものとする。

(園名板及び協定表示板)

第 16 条 公園の出入口には、必ず園名板を設置するものとする。

2 園名並びに園名板の構造及び設置位置については、市長の承認を得るものとする。

3 公共緑地の入口付近には、協定表示板(第1号様式)を設置し、管理者を明示するものとする。

4 民間緑地については、協定表示板(第1号様式)を設置し、管理者を明示するとともに設置位置については、市長の承認を得るものとする。

(便所)

第 17 条 公園には、必要に応じて便所を設けるものとする。

(植栽)

第 18 条 植栽計画については、次に掲げるところにより計画をするものとする。

(1) 公園及び広場は、全体に占める緑化面積の比率を 30 パーセント以上とすること。

(2) 緑地は、全体に占める緑化面積の比率を 80 パーセント以上とすること。

(3) 緑地の植樹に関しては、高木のうち 10 パーセントについて、幹周 60 センチメートル以上の樹木を植栽すること。

(4) 緑化面積 100 平方メートル当たりの植栽本数は、高木を 6 本、中木を 10 本、低木を 40 株以上とすること。

(5) 公園等の植栽に関しては、樹木の育成に適した土を使用すること。

2 前項の植栽計画については、植栽平面図を作成の上、市長と協議をするものとする。

(休憩施設)

第 19 条 公園等のベンチ及びその他の休憩施設は、安全で美観上ふさわしい構造とし、市長の承認を得ることとする。

(遊戯施設)

第 20 条 公園には、遊具の安全に関する基準を満たす遊具類の設置を行い、その設置に当たっては市長の承認を得ることとする。

(安全施設)

第 21 条 公園内には、禁止事項等を明記した看板(制札板)の設置を行い、その設置に当たっては市長の承認を得ることとする。

(その他施設等)

第 22 条 公園にその他の施設等を設置するに当たっては、市長との協議によりその構造及び配置を定めるものとする。

(公園施設の配置、配色)

第 23 条 公園施設の配置及び配色は、周囲の景観及び利用状況から見て著しく不調和であってはならない。

(公園等施設以外の施設)

第24条 公園内には、公園施設以外の施設、工作物その他の物件を設けてはならない。ただし、公園機能に支障がなく、公益上やむを得ない場合は、予定施設等の管理者及び市長の同意を得るものとする。

2 公共緑地及び民間緑地内には、事業用駐車場、物置等の公共緑地及び民間緑地に必要な施設以外の工作物その他の物件を設けてはならない。

(公園の完成検査)

第25条 公園の完成検査を受けるときは、次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

(1) 開発行為に伴う公園の帰属申出書

(2) 公園等工事写真

(3) 公園等台帳(原図含む。)

2 市に引き継ぐ公園土地については、完成検査までに当該土地について分筆し、所有権以外の権利については消滅しなければならない。

3 市に引き継ぐ公園の土地については、原則として1筆とするものとする。

4 給水施設、電気施設、排水施設その他の公園施設については、完成検査までに所有者の変更届を提出するものとする。

5 公園等台帳の作成については、公園台帳作成仕様書により適正に作成するものとする。

(公共緑地の完成検査)

第26条 公共緑地の完成検査を受けるときは、次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

(1) 公共緑地維持管理協定書

(2) 登記簿謄本

(3) 案内図

(4) 位置図

(5) 公図

(6) 土地利用完了図(求積図)

(7) 公共緑地平面図

(8) 公共緑地植栽完了図

(9) 公共緑地各種構造図

(10) 公共緑地完了写真

(民間緑地の完成検査)

第27条 民間緑地の完成検査を受けるときは、次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

(1) 民間緑地維持管理協定書

(2) 登記簿謄本

(3) 案内図

(4) 位置図

(5) 公図

(6) 土地利用完了図(求積図)

(7) 民間緑地平面図

(8) 民間緑地植栽完了図

(9) 民間緑地各種構造図

(10) 民間緑地完了写真

(公共緑地の管理)

第28条 事業者は、開発行為の完了前に管理を行う者(以下「管理者」という。)を定め、公共緑地及び民間緑地の保全に関する協定書により市長と協定を締結し、適正かつ良好な管理を行うものとする。

2 公共緑地及び民間緑地の管理者は、毎年3月末に公共緑地及び民間緑地の管理状況を市長に報告するものとする。

附則

この整備基準は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この整備基準は、平成16年10月15日から施行する。

附則

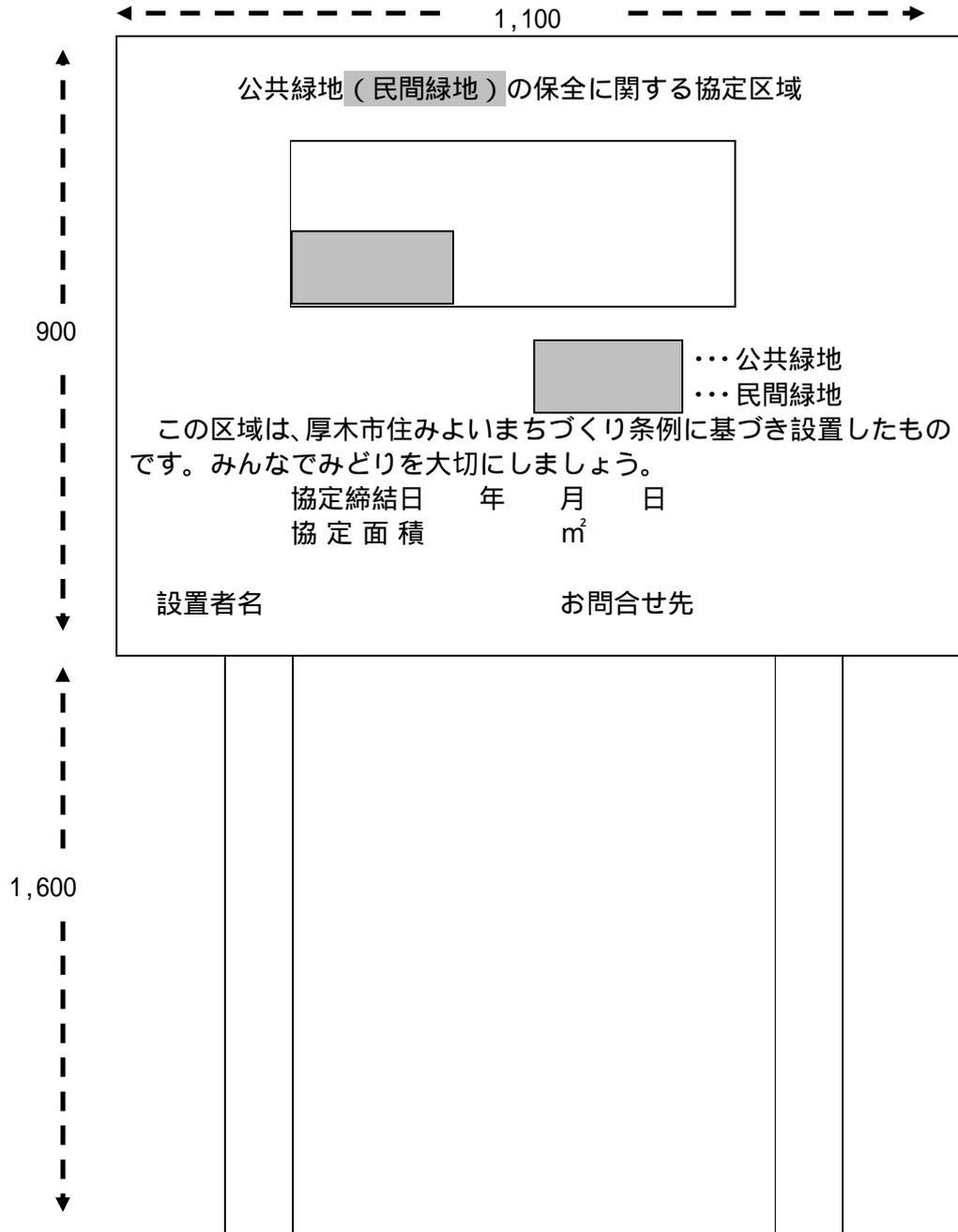
この整備基準は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式（第16条関係）

公共緑地の保全に関する協定表示板標準図

（単位 mm）

正面図



備考 老朽化等の少ない材質を使用するものとする。